

## 伊勢原市次世代育成支援対策推進委員会設置要綱

### (設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)の規定に基づき、伊勢原市次世代育成支援対策行動計画(以下「行動計画」という。)を総合的かつ効率的に推進するため、伊勢原市次世代育成支援対策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の進行管理及び見直しに関すること。
- (2) 次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進のための調査、検討及び調整に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員には別表の職にある者をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、推進委員会の会務を総理し、推進委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

### (部会)

第6条 推進委員会には必要に応じ、専門的な調査・研究を行うため、職員の中から会員を指名し、部会を置くことができる。

### (有識者等の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に有識者等の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、次世代育成支援行動計画主管課において処理する。

### (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成19年4月12日告示第95号)

この告示は、公表の日から施行し、改正後の伊勢原市次世代育成支援対策推進委員会設置要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

委員長		子ども部長
副委員長		子育て支援課長
委員	商工労政生活部門	管財契約検査課長 市民協働課長 交通防犯対策課長 商工観光振興課長
	福祉部門	福祉総務課長 障害福祉課長 介護高齢福祉課長 健康管理課長 保険年金課長 保育課長 保育課保育行政担当課長 青少年課長
	都市部門	都市総務課長 公園緑地課長 建築指導課長 第二東名・246号バイパス対策課長 土木維持補修課長 道路整備課長
	教育部門	教育総務課長 学校教育課長 指導室長 教育センター所長 社会教育課長 図書館長 子ども科学館長